

DPC包括制度について

当院では、平成20年4月1日より「DPC包括制度」を導入しております。

これまでの診療行為ごとに計算する「出来高払い方式」とは異なり、DPC包括制度では、今回入院した病名と治療方法により、1日当たりの医療費が決められている「包括払い方式」となります。

(一部DPC包括制度が対象外になる方もいます。)

それに伴い、患者様の入院領収書の治療内容・内訳が一部包括され、合計金額のみの印字となりますことをご了承下さい。(包括外の箇所につきましては印字されます)尚、詳しい明細をお求めの患者様は入退院窓口にて別紙明細を発行致しますので、お声掛け下さい。

制度のご理解・ご協力を宜しくお願ひ致します。

※DPCとは

Diagnosis Procedure Combinationの略で、日本語では診断群分類と呼びます。

日本で独自に作られた「診断病名及び、医療サービスとの組み合わせで分類する」仕組みのことです。

この仕組みに沿って、「診断病名及び、医療サービスとの組み合わせ」毎に1日当たりの包括診療部分の医療費が決められています。

